

調査票B「生活時間について」における「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄の検討について

1 検討の趣旨

平成28年社会生活基本調査の狙いとして、「情報通信機器の普及による国民の生活時間への影響の的確な把握」を挙げており、近年、急速に普及しているスマートフォンの使用実態を踏まえた調査事項とする必要があることを踏まえ検討したものの。

2 見直し内容

① 「インターネットの利用」欄を「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄に変更

スマートフォン等の情報通信機器の使用状況をよりの確に捉えるためには、インターネットに接続した状態以外での使用状況も合わせて把握する必要があることから、項目名を「スマートフォン・パソコンなどの使用」に変更。

② 「生活時間の行動」と「スマートフォン・パソコンなどの使用」の対応付け

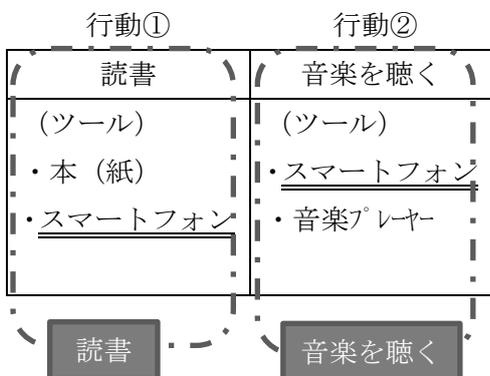
スマートフォン等情報通信機器の使用による「生活時間の行動」への影響について把握するため、主行動、同時行動別に、各行動における「スマートフォン・パソコンなどの使用」の有無を把握。

3 レイアウト

スマートフォン等の利用が多岐にわたることから、「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄が1欄だけであると、主行動、同時行動のいずれに対して用いたかを厳密に特定できないケースがあることから、主行動、同時行動の各行動別に、「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設定する。

2つの行動に対してどちらで「スマートフォン・パソコンなどの使用」をしたか判別できない例

例) 10時00分から10時15分に 本を読みながら音楽を聴く



組み合わせとしては、下記の4種類が考えられる

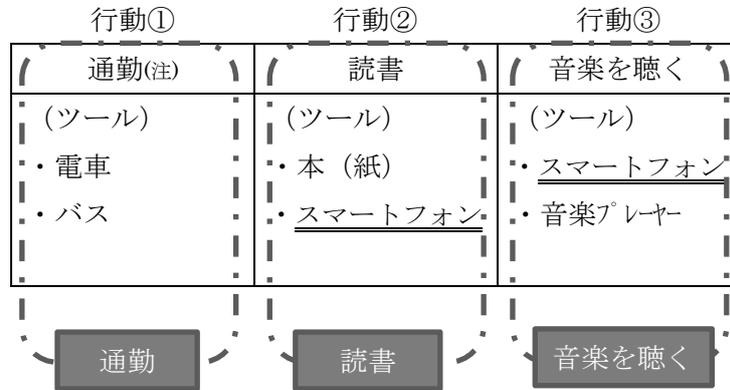
	行動①	行動②	スマートフォン等の使用
A	スマートフォンで読書	スマートフォンで音楽	行動①②で使用
B	スマートフォンで読書	音楽プレイヤーで音楽	行動①のみ使用
C	紙の本で読書	スマートフォンで音楽	行動②のみ使用
D	紙の本で読書	音楽プレイヤーで音楽	両方使用なし

※[使用欄が1つの場合]スマートフォン・パソコンなどの使用欄に“○”があった場合、Dの例では調査票上に記載のないスマートフォン・パソコンなどの使用が考えられる

同時時間帯に、読書し①、音楽を聴く②を行っている事例であるが互いの行動について「スマートフォン・パソコンなどの使用」の可能性があるので、各行動に「スマートフォン・パソコンなどの使用」の欄が必要である。

3つの行動を同時に行っていた場合どの行動に対して、「スマートフォン・パソコンなどの使用」をしたか判別できない例

例) 8時00分から8時15分の間に電車に乗って音楽を聴きながら本を読んで通勤



(注) 切符を買わずにスマートフォンをかざして(モバイルチケット)改札を通過することが可能であるが、行動は「電車での移動」であり、スマートフォンは移動に直接使用しているわけではないため、スマートフォンを使用したとはしない。

※この場合は、切符や定期券の購入と同様に乗車資格を得るための行動にスマートフォンを使用したのであって「電車での移動」そのものに使用したのではないと考える。

	行動②	行動③	スマートフォン等の使用	スマートフォン使用の欄
A	<u>スマートフォン</u> で読書	<u>スマートフォン</u> で音楽	行動②③で使用	○
B	<u>スマートフォン</u> で読書	音楽プレーヤーで音楽	行動②のみ使用	○
C	紙の本で読書	<u>スマートフォン</u> で音楽	行動③のみ使用	本来はつかない
D	紙の本で読書	音楽プレーヤーで音楽	両方使用なし	×

同時行動

記入誤りか第3の行動で使用したか判別不能

同時時間帯に通勤中電車に乗り①ながら、読書②をし、音楽を聴く③を行っている事例である。

行動は3つ行っているが、生活行動として記入されるものは、最大2行動までであり、第3の行動は調査票には記入されない。行動に対してのツールをみると、同じ行動でもスマートフォン・パソコンなどを使用したり、しなかったりすることができるため様々な可能性がある。

それらの状況を踏まえ、実際の調査票の記入を想定した場合、「スマートフォン・パソコンなどの使用」が行動のいずれに対してのものであるかの判断が困難といえる。とりわけ、第3の行動は調査票には記入されないことから、審査段階での把握が極めて困難である。